

# げんき便り

平成二十年九月

第八号 (九月十日発行)



## 法律の変わりめ

### ☆労働契約法☆

就業規則は、労働者が不利な内容に変更することはできないのでしょうか？

就業規則は、会社が作成し、労働者代表等の意見を聴いた後、労働基準監督署に届け出ることとされています。

ところで、この就業規則を一旦定めた後は、賃金の減額など、労働者に不利になるような変更はできないのでしょうか？

労働契約法の規定を、かみくだいて表現してみます。「労働者と同意することなく、就業規則を労働者の不利

になるような変更はできない。ただし、会社が労働条件を引き下げる理由や、労働者が被る不利益の度合い、会社と労働組合等との話し合いの状況などを勘案して、労働条件の引き下げが、

理にかなっているときは、就業規則を変更するのはやむを得ない。もちろん、労働双方で、就業規則の変更の有無にかかわらず、変えないと前もって約束していた労働条件については、不利益になるような変更はできないけど。」

就業規則の不利益変更は、合理的な理由や労働者への説明など、手順を踏んだ対応が求められます。



## ～ちよこっとコラム～

先日、社労士受験スクール主催のイベント「社労士受験講師による寸劇『労働基準監督署がやってきた！』」に、出演してきました。

の解説が劇の随所に入ります。

私の役は、長時間労働で、疲れ果てている夫を心配して、監督署に相談に行く妻。大まかな流れの台本はありましたが、「講師はアドリブを長めに入れて」、「途中に『笑い』もあるといいねえ」という指示が・・・。劇といえば幼稚園のときに「桃太郎」の川に流れる桃を動かす裏方しかやったことがない！若干の不安もありましたが、寸劇がスタートすると、他の講師のノリよさに支えられ、楽しく演じてしまったのでした。

そして、受講された方の反応から、労使ともに、労働に関する法律への関心がますます高まっている、ということも実感したのでした。

発行者 〒346-0002  
埼玉県久喜市野久喜 549-1-810  
社会保険労務士まつもと事務所  
社会保険労務士  
年金コンサルタント  
ファイナンシャルプランナー  
松本 陽子

TEL 0480-25-0378  
FAX 0480-53-6432  
メールアドレス yoko@matsumoto5.com  
ブログ [http://blog.goo.ne.jp/zxcv\\_1971](http://blog.goo.ne.jp/zxcv_1971)  
(女社労士松本陽子の法律問答)  
自作ホームページ <http://matsumoto5.com/>

労働者保護の規定という、まず「労働基準法」が挙げられますが、この労働基準法には、双子の姉妹ともいうべき法律があります。それを「労働安全衛生法」といいます。

労働安全衛生法の  
中身は？

労働安全衛生法は、聞き慣れない法律名かもしれませんが、かつては労働基準法と一緒に規定されており、昭和四七年に労働基準法から分離・独立しました。労働者が安全に、健康に仕事を続けられるように、つまり、労働者が労働災害に遭わないようにという目的で、様々なことが事細かに定められています。

## 「会社は健康診断を 何回実施するのか？」

## 職場の話

知っておきたい

この労働安全衛生法の規定を、大きく分けると三つの分野があります。一つは、職場での労働災害を防止するために、委員会の設置や責任者の選任を義務づけるなど、職場の安全衛生管理体制の規定です。

二つめは、ボイラー、クレーン、コンドラなど、製造方法・設置方法を誤った場合、事故につながるかもしれない機械に対する検査方法や、発がん物質など、労働者が接触することによって病気になる可能性のある有害物質の取扱い方法を規定しています。

そして、三つめは、労働者の健康診断の規定です。会社には、健康診断を実施する義務があります。この健康診断は、事業所の労働者の人数にかかわらず、

常時使用する労働者に対して、行う必要があります。パートタイマーについても、一週間の労働時間がフルタイムの人と比べての四分の三以上ある人へは、健康診断の実施義務があります。

健康診断は年一回で  
よいか？

健康診断の回数は原則として年一回ですが、①著しく暑い又は寒い場所の業務、②粉末が著しく飛散する場所での業務、③重量物を取り扱う業務、④深夜業を含む業務などの場合は、半年に一回、定期的に健康診断を行わなければならぬとされています。健康への影響がある業務に従事する労働者の健康障害を早期に発見するために、健康診断の回数が、通常の労働者より多く設定されています。



## いじばの花束

『自分は自分のことが一番大切なように、相手も自分のことが一番大切なんだと思えばあらゆる差別はなくなるんじゃないだろうか』

市の人権推進課の広報誌の編集ボランティアをしていたことがあり、その打合せのときのある編集員の言葉です。「自分がやりたい（あるいはやりたくない）という意思を尊重して欲しいと思うように、相手もそう思っているはずだ、ということに考えをめぐらせることができれば、相手を抑圧するような差別はなくなるのでは」。その編集員は、そう言いたかったのだと思いました。何歳になっても、人の言葉には、はっとするような気付きがあります。

## 秘するが花 第五回

「ゆうげん【幽玄】イウ」

奥深く微妙で、容易にはかり知ることのできないこと。また、あじわいの深いこと。情趣に富むこと。古今和歌集序「或は事神異に関アズカリ、或は興一に入る」上品でやさしいこと。優雅なこと。愚管抄四「内裏の御事は一にてやさやさとのみ思ひならへる人の」。東鑑六「外に形アラはるるの風情を寄せ、中に動くの露胆を謝す。尤も一と謂ふべし」

〔文〕

日本文学論・歌論の理念の一。優艶を基調として、言外に深い情趣・余情あること。その表現を通して見られる気分・情調的内容。中宮亮重家朝臣家歌合「左、風体は一」

能楽論で、強さ・硬さなどに対して、優雅で柔和典麗な美しさ。美女・美少年などに自然に備わっている幽玄も、卑賤な人物や鬼などを演じてさえ備わる高い幽玄もある。風姿花伝「童形なれば、何としたるも一なり」。

越谷市男女共同参画支援センター登録団体

ai(あい)グループ代表

社会保険労務士 横山清春

横山氏は、能楽養成講座で、自分でうたいながら舞う「仕舞」コースを受講されてから、能楽との付き合いが始まったのだそうです。

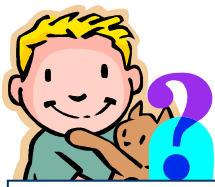
## ちょこっとコラム パート2



### ◎ お気に入りお食事処

スポーツの秋、勉強の秋、食欲の秋。前の2つは良いとして、残り1つは、できるだけ控え気味でいきたいと思いながら、はやる気持ち、ならぬはやるお腹にブレーキをかけるのは、難しいものです。今回は、「食欲の秋」にちなんで、ときどき出かけたくなるお食事処を紹介します。

- ・ 「ふきのとう（ラーメン屋・久喜市）」。魚介のスープとシンプルな具、そして麺がマッチしていて、おいしいです。
- ・ 「ブッフエレストラン ミケーラのランチバイキング（浦和ロイヤルパインズホテル一階）」。途中で席まで回ってくるピザやリゾット、充実したデザートがうれしい。
- ・ 「日本海庄やのランチ（あちこちに有り）」。居酒屋ですが、昼間のランチも内容が充実しているので、仕事での外出した際に、つつと立ち寄ってしまいます。



# 働く人の法律問答

## 遺族年金がもらえる？もらえない？



**マツ社労士はタケ社長から、こんな質問を受けました。**

**タケ社長**：先日、残念なことに友人が亡くなったんだが、年金が何も出ないことが分かって、奥さんが、ますます気落ちしていたよ。彼は会社を設立しない、いわゆる個人事業主として商売してきて、その間、国民年金の保険料を毎月欠かさず納めていたんだよ。妻に何も出ないことがあるのかい？

**マツ社労士**：自営業者のような毎月個人で保険料を納める人を第1号被保険者といいます。その方が亡くなった場合に、一定の条件の子どもがいる妻に対してだけ、遺族基礎年金が支給されます。高校卒業していない子や、20歳未満で障害を持っている子がいる場合です。そのご友人には、そのような子どもはいましたか？

**タケ社長**：子どもたちはもう成人して社会人になっているよ。

**マツ社労士**：その場合「一定の条件の子」がいないため、その妻には何も支給されないんです。

**タケ社長**：そうすると、うちの子どもも皆、成人しているから、私にもしものことがあったときには、妻には何もでないのかね？

**マツ社労士**：社長は、早くから会社を設立して、厚生年金に加入して、国民年金と厚生年金合わせて長期間加入していますね。ですから、厚生年金の加入中、または引退して厚生年金から抜けた後に、もしものことがあった場合でも、奥さんには、遺族厚生年金が支給されます。遺族厚生年金は、厚生年金に加入している大きなメリットといえます。

**タケ社長**：しかし、友人は、夫婦で一生懸命働いてきたのを知っているから、気の毒だなあ。どの年金制度に加入しているかで、差があるとはねえ。

**マツ社労士**：そうですね。たしかに、国民年金の保険料を払ってきた人と、厚生年金に加入していた人の遺族への年金は、違いが大きいです。国民年金の第1号被保険者の場合は、夫婦でよく話し合っ、何かのときのために、民間の保険に加入しておくなどの備えをしておいた方がいいですね。

※遺族の年金、その他にもいくつか条件があり、それらを満たした上で支給されます。その旨ご了承下さい。

## 編集後記

先日、熊谷のショートコースでゴルフをしてきました。ショートコースは、正式なコースと違って、気軽にプレイできます。最近、夫婦や親子など、家族でゴルフを楽しむ人たちも増えているとのこと。初心者の私は、ボールではなく、マットを思いっきりたたいて、後ろで順番を待ち親子に「ああっ」と言われたりしています。熊谷のショートコースは、遠くの間々が見え景色もよく、気分よくスタートしましたが、途中から、コースのアップダウンが相当きついことに気付きました。終了後は、軽い登山をした後のような疲れが味わえます。たっぷり体を動かしたいときにはいいかもしれせん。